

## 瀬戸内国際芸術祭実行委員会 後援等事業及び冠呼称使用に係る承認事務取扱要領

### (目的)

第1条 この要領は、瀬戸内国際芸術祭実行委員会（以下、「実行委員会」という）が後援又は共催する事業に係る承認及び冠呼称使用に係る承認を適正に行うための承認基準その他必要な事項を定めるものとする。

### (用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に定める用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 後援事業 事業の開催趣旨に実行委員会が賛同し、後援事業として位置づける事業をいう。
- (2) 共催事業 事業の開催趣旨が瀬戸内国際芸術祭の趣旨に副うものであり、実行委員会が企画又は広報に関わり、共催事業として位置づける事業をいう。
- (3) 冠呼称 上記の後援又は共催事業の告知等の際、事業名称等に付加するものとして第4条に規定する名称を使用することをいう。

### (名義)

第3条 実行委員会が行う事業の後援又は共催の名義は「瀬戸内国際芸術祭実行委員会」とする。

### (冠呼称)

第4条 冠呼称の使用区分については次のとおりとする。ただし、特段の理由がある場合は、この限りでない。

- (1) 瀬戸内国際芸術祭開催期間中（会期と会期の間の期間を含む）：「瀬戸内国際芸術祭」又は「SETOUCHI TRIENNALE」
  - (2) 瀬戸内国際芸術祭開催期間以外：「ART SETOUCHI」
- 2 前項の名称の後に事業開催年を西暦で記載したものを冠呼称とする。
- 3 前項の冠呼称に続き、その後援又は共催事業である旨の表示をしなければならない。

### (承認基準)

第5条 後援又は共催の承認基準は別表のとおりとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、瀬戸内国際芸術祭等の円滑な推進の観点等から特に必要があると認めるものについては、後援又は共催を承認あるいは不承認とすることができるものとする。

### (申請手続)

第6条 後援又は共催の承認を受けようとする者は、原則として名義使用開始（事業の開催日又は瀬戸内国際芸術祭実行委員会の名義を使用した文書やポスターの印刷作業の開始日のいずれか早い日をいう）の14日前までに、後援名義等使用申請書（第1号様式又はこれに準ずるもの）に下記の書類を添えて実行委員会へ提出するものとする。

- (1) 事業計画書等具体的な事業内容がわかる書類
- (2) 収支予算書
- (3) 申請者（団体）の概要
- (4) 役員名簿
- (5) 前回開催時のパンフレット等

2 前項の規定にかかわらず、事業実施予定日から起算して5年以内に承認を受けている事業で、実施目的、主催者及び内容に前回の承認時と変更がないものについては、審査に支障のない場合は上記書類を適宜省略することができる。

(決定)

第7条 前条の規定による申請があった場合、実行委員会事務局長がその内容を審査し、適当と認めるときはその結果を第2号様式又は申請者の指定する様式により、承認できないときはその旨を第3号様式により、それぞれ当該申請者に通知するものとする。

(事業計画の変更等)

第8条 後援又は共催を承認された者は、申請時の事業計画を変更し、又は中止しようとするときは、速やかにその旨を届け出なければならない。

(承認の取消)

第9条 後援又は共催を承認した事業であっても、その内容が第5条の承認基準に該当しなくなったときは、その承認を取り消すものとする。

2 前項の規定による承認の取消については、第7条の規定を準用する。

(承認条件の不履行)

第10条 後援又は共催を承認された者が第8条に規定する届出を怠った場合には、以後の後援又は共催を承認しないものとする。後援又は共催の承認を受けることなく第3条に規定する名義及び第4条に規定する冠呼称を無断使用した場合も同様とする。

附則

この要領は、平成23年3月8日から施行する。

この要領は、平成24年6月11日から施行する。

この要領は、平成26年12月1日から施行する。

この要領は、平成27年10月1日から施行する。

この要領は、平成29年6月1日から施行する。

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

後援又は共催事業の承認基準

<p>主催者についての承認基準</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 団体の所在地や組織が明確であり、当該事業を遂行する能力があると認められるもの。</li> <li>2 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するものでないこと。</li> </ol>
<p>事業内容についての承認基準</p>	<p>後援</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 企業等の宣伝又は営利を目的とするものでないこと</li> <li>2 宗教活動又は政治活動を目的とするものでないこと</li> <li>3 以下のいずれかに該当すること             <ol style="list-style-type: none"> <li>a. 瀬戸内国際芸術祭会場の島で実施する事業</li> <li>b. 瀬戸内国際芸術祭出展作家が参加する事業</li> <li>c. 瀬戸内海又は島をテーマに行われる事業</li> <li>d. 瀬戸内国際芸術祭の事業計画に記載されている等瀬戸内国際芸術祭と密接に関係する事業</li> <li>e. 災害復興支援等 高度に公益性が認められる事業</li> </ol>                 その他瀬戸内国際芸術祭実行委員会会長が認めた事業             </li> </ol>
	<p>共催</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 企業等の宣伝又は営利を目的とするものでないこと</li> <li>2 宗教活動又は政治活動を目的とするものでないこと</li> <li>3 以下の全てに該当すること             <ul style="list-style-type: none"> <li>・上記 a～e のいずれかに該当する事業</li> <li>・瀬戸内国際芸術祭実行委員会が企画・広報に携わる事業</li> </ul> </li> </ol>

備考

主催者および事業内容について、承認基準のすべての項目（数字番号項目）に該当しなければならない。